

新（R8. 10. 1 適用版）	現 行
（消費税等相当額） 1.8 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。 （設計変更における工事費） 1. 9 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。 （準拠する基準） 1.10 1.5から1.7に定める基準、書式及び資料については、<u>別に定める場合を除き、当該工事の積算に適用する時点における最新版によるものとする。</u> ※「参考資料 基準等一覧」参照 （参考とする基準等） 1.11 前述の基準のほか、<u>工事費の積算において参考</u>とする基準等については、<u>参考資料「基準等一覧」による。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	（消費税等相当額） 1.8 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。 （設計変更における工事費） 1.9 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。 （準拠する基準） 1.10 1.5から1.7に定める基準、書式及び資料については、本基準適用時において最新のものとする。 ※「参考資料 2 基準等一覧」参照。 （参考とする基準等） 1.11 前述の基準のほか、参考とする基準等については、次のものとする。 ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編) ・公共建築工事見積標準書式(設備工事編) ・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例 ・工事費積算における数値の取扱い(例) ・公共住宅建築工事積算基準 ・公共住宅電気設備工事積算基準 ・公共住宅機械設備工事積算基準

新 (R8. 10. 1 適用版)	現 行
第2章 準拠する基準以外に定めるもの (共通事項) 2.1 <u>本章に定める事項は、第1章に定める</u>準拠する基準<u>に</u>優先して適用するものとする。 (契約保証費) 2.2 一般管理費等に計上する契約保証については、次のとおりとする。 (1) 公共建築工事積算基準等資料に定める契約保証費については、「予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合」の部分を「福島県財務規則第229条関係の規定により、契約保証を必要としない工事請負契約である場合」に読み替える。 (2) 契約保証に係る費用を計上する場合は、次のとおりとする。 ① 契約保証に係る費用は、当初設計に計上するものとし、その後、設計変更が生じても変更しない。 ② 契約保証に係る費用は、契約保証に係る補正值を含まず算出した当初設計額が5,000千円以上(消費税等相当額含む。)の場合に限り計上する。 (産業廃棄物) 2.3 産業廃棄物の設計の考え方は、次のとおりとする。 (1) 産業廃棄物を搬入する施設の種類の、中間処理施設(再資源化)を原則とし、再資源化が困難な場合は中間処理施設(再資源化以外)とする。 どちらの施設にも搬入できない場合のみ最終処分場への搬入とする。 (2) 設計で想定する施設は、(1)で選択した施設の種類のうち、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。 注) 処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。 (3) 建設汚泥についても再資源化が基本であるが、県内には再資源化施設が少ないことから、現場での再資源化、中間処理施設(再資源化)への搬入、中間処理施設(再資源化以外)及び最終処分の中で最も経済的な方法及び施設を選定する。 (4) <u>県が定める単価表等に処分費が定められていない産業廃棄物を処理する必要がある場合、同単価表等に掲載されている施設での処理が適当ではない場合は、</u>処分費は見積りにより決定する。 (産業廃棄物税) 2.4 産業廃棄物税の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 産業廃棄物税相当額計上対象工事 産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設(再資源化以外)に搬入する工事	第2章 準拠する基準以外に定めるもの (共通事項) 2.1 以下に掲げる基準は、準拠する基準よりも優先して適用するものとする。 (契約保証費) 2.2 一般管理費等に計上する契約保証については、次のとおりとする。 (1) 公共建築工事積算基準等資料に定める契約保証費については、「予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合」の部分を「福島県財務規則第229条関係の規定により、契約保証を必要としない工事請負契約である場合」に読み替える。 (2) 契約保証に係る費用を計上する場合は、次のとおりとする。 ① 契約保証に係る費用は、当初設計に計上するものとし、その後、設計変更が生じても変更しない。 ② 契約保証に係る費用は、契約保証に係る補正值を含まず算出した当初設計額が5,000千円以上(消費税等相当額含む。)の場合に限り計上する。 (産業廃棄物) 2.3 産業廃棄物の設計の考え方は、次のとおりとする。 (1) 産業廃棄物を搬入する施設の種類の、中間処理施設(再資源化)を原則とし、再資源化が困難な場合は中間処理施設(再資源化以外)とする。 どちらの施設にも搬入できない場合のみ最終処分場への搬入とする。 (2) 設計で想定する施設は、(1)で選択した施設の種類のうち、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。 注) 処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。 (3) 建設汚泥についても再資源化が基本であるが、県内には再資源化施設が少ないことから、現場での再資源化、中間処理施設(再資源化)への搬入、中間処理施設(再資源化以外)及び最終処分の中で最も経済的な方法及び施設を選定する。 (4) 土木・建築工事事業単価表(参考資料)に掲載されている以外の産業廃棄物を処理する必要がある場合、その他の理由により同単価表に掲載されている施設での処理が適当ではない場合は、処分費は見積りにより決定する。 (産業廃棄物税) 2.4 産業廃棄物税の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 産業廃棄物税相当額計上対象工事 産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設(再資源化以外)に搬入する工事

新（R8. 10. 1 適用版）	現 行
(2)産業廃棄物税相当額の算定 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)×1,000 円/t 中間処理施設(再資源化以外)に搬入する場合は、搬入重量に標準減量化率を乗じ、最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。 (3)産業廃棄物税相当額の計上方法 ①直接工事費に計上する。 ②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。 ③消費税等相当額の対象とする。 ④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。 (4)注意事項 ①<u>県が定める単価表等に掲載する産業廃棄物の処分費は</u>、産業廃棄物税相当額を含まない。 ②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず(伐木、除根含む。)は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定(計上)しない。ただし、解体木くず(伐木、除根含む。)の中間処理施設(再資源化)のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定(計上)する。 (有価物) 2.5 有価物を含む工事の積算については、次のとおりとする。 1 積算 (1)解体物や撤去物に価値がある場合(以下、「有価物」という。)は、直接工事費から有価物の処理施設買入れ価格(以下「有価物額」という。)を減じる。 (2)有価物額は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象としない。 (3)処理施設までの運搬費を計上する。 公共建築工事積算基準等資料に定める有価物の取扱いについては、これを適用しない。 2 単価 (1)有価物単価は、物価資料(スクラップ)の規格による。 (2)物価資料の規格外のものや保存状態が若干悪いものは、スクラップとして見積収集可能であれば見積価格とし、解体分別や付着物除去等が必要なものや錆等で状態が悪いものは、建設副産物処理(中間処理、最終処分)を原則とする。	(2)産業廃棄物税相当額の算定 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)×1,000 円/t 中間処理施設(再資源化以外)に搬入する場合は、搬入重量に標準減量化率を乗じ、最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(t)を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。 (3)産業廃棄物税相当額の計上方法 ①直接工事費に計上する。 ②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。 ③消費税等相当額の対象とする。 ④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。 (4)注意事項 ①土木・建築工事業単価表(参考資料)に掲載されている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。 ②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず(伐木、除根含む。)は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定(計上)しない。ただし、解体木くず(伐木、除根含む。)の中間処理施設(再資源化)のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定(計上)する。 (有価物) 2.5 有価物を含む工事の積算については、次のとおりとする。 1 積算 (1)解体物や撤去物に価値がある場合(以下、「有価物」という。)は、直接工事費から有価物の処理施設買入れ価格(以下「有価物額」という。)を減じる。 (2)有価物額は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象としない。 (3)処理施設までの運搬費を計上する。 公共建築工事積算基準等資料に定める有価物の取扱いについては、これを適用しない。 2 単価 (1)有価物単価は、物価資料(スクラップ)の規格による。 (2)物価資料の規格外のものや保存状態が若干悪いものは、スクラップとして見積収集可能であれば見積価格とし、解体分別や付着物除去等が必要なものや錆等で状態が悪いものは、建設副産物処理(中間処理、最終処分)を原則とする。

新（R8. 10. 1 適用版）	現 行							
参考資料	参考資料							
1を全文削除）	（標準工期の算定） 1 新営工事の標準工期の算定 一般的な建築物の工期は、次の式により求めた値を標準とし、4週8休制対応とする。ただし、工事内容等により、特に必要と認められる日数等がある場合には、その日数を各種算定式の結果に適宜補正するものとする。また、複数の建築物を一つの工事として発注する場合は、工程的に影響がある場合を除き、主たる建築物の工期を全体の工期とする。 杭工事、付帯工事等について分離発注とする場合には、その部分について算定式から除くものとする。この標準工期は、建築工事がある程度竣工し、その後、各設備工事の機器等の取付調整期間を含めた日数とする。 なお、各工期の算定式より算出された数値及び全体工期については、端数切り捨てにより整数として算定する。 $\begin{aligned} \text{所要工期} = & (A+B+C+D+E+F+G) \\ & + \alpha \times \{A+B+C+(D-\beta)+E+F+G\} \end{aligned}$ A:準備期間(日) $3 \times \text{Log10(建築面積)} + 3$ B:山留、根切期間(日) $5 \times \text{Log10(建築面積)} - 4$ (注)地階等がある場合には別途考慮する。 C:杭工事期間(日) $0.009 \times (\text{杭打込み長さ} \times \text{本(セット)数}) + 9$ (注)既製杭でない場合には別途考慮する。 D:コンクリート打設期間(日) RC造 $10 \times \text{Log10(建築面積)} + 10 + 20 \times (\text{階数})$ S 造 $35 \times \text{Log10(建築面積)} - 52$ W 造 $26 \times \text{Log10(建築面積)} - 42$ (注)S造、W造においては、建築面積が100㎡ 未満のものについては、100㎡と読み替える。 E:仕上期間(日) RC造 $22 \times \text{Log10(建築面積)} - 9 + 8 \times (\text{階数})$ S 造 $59 \times \text{Log10(建築面積)} - 90$ W 造 $30 \times \text{Log10(建築面積)} + 1$ (注)S造、W造においては、2階建て以下の建築物に適用する。また、建築面積が100㎡未満のものについては、100㎡ と読み替える。 F:機器等の取付調整期間(日)							
	<table><tr><th> 延床面積 用途 </th><th>1,500㎡未満</th><th>3,000㎡未満</th><th>3,000㎡以上</th></tr><tr><td>戸建て住宅</td><td>4</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	延床面積 用途	1,500㎡未満	3,000㎡未満	3,000㎡以上	戸建て住宅	4	—
延床面積 用途	1,500㎡未満	3,000㎡未満	3,000㎡以上					
戸建て住宅	4	—	—					

新（R8.10.1 適用版）	現 行				
		共同住宅	9	12	16
		学校関連施設	9	12	16
		事務所関連施設	6	13	20
		病院	10	20	20
	G:付帯工事期間(日)(舗装、設備外構、植栽等)				
		延床面積 用途	1,500㎡未満	3,000㎡未満	3,000㎡以上
		戸建て住宅	8	—	—
		共同住宅	20	28	28
		学校関連施設	11	22	32
		事務所関連施設	15	20	25
		病院	36	36	36
α : 休日補正係数(4週8休制対応) $\alpha = 0.47$ ただし、RC造の休日数算定の場合は、コンクリート打設期間より下記の日数を 除いて算定する。 $\beta = 28$ (コンクリート養生期間)					

新（R8.10.1適用版）	現 行
（とりこわし工事等※1） 2.7 とりこわし工事等の共通費の計上方法は次のとおりとする。 1 <u>新営(改修)工事等</u>にとりこわし工事等を含めて発注する場合 <u>とりこわし工事を含む当該工事の直接工事費の合計額に対応する新営建築工事の率により算定する。</u> 2 とりこわし工事等を単独で発注する場合 製造業者・専門工事業者の見積りにより、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）をそれぞれ積み上げる。 ※1 とりこわし工事(改修工事の撤去を除く) 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 造園工事 舗装工事 さく井設備工事、等	（とりこわし工事等※1） 2.7 とりこわし工事等の共通費の計上方法は次のとおりとする。 1 一般工事にとりこわし工事等を含めて発注する場合 下請けとなる専門工事業者の共通費（共通仮設費、現場管理費一般管理費等）をとりこわし工事等の直接工事費に見積もりにより積み上げる。 2 とりこわし工事等を単独で発注する場合 製造業者・専門工事業者の見積りにより、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）をそれぞれ積み上げる。 ※1 とりこわし工事 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 造園工事 舗装工事 さく井設備工事、等

新（R8.10.1 適用版）		現 行	
参考資料		参考資料	
（基準等一覧） 2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。		（基準等一覧） 2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。	
基準等	適用年度（版）等	基準等	適用年度（版）等
（準拠する基準） 1 工事費の積算において、準拠する基準。 （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部（統一基準） ・公共建築数量積算基準 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事標準単価積算基準 ・公共建築工事共通費積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） （2）国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課（国土交通省資料） ・公共建築工事積算基準等資料 ・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和5年版 令和7年版 令和8年版 令和8年版 令和7年版12月版 令和8年版	（準拠する基準） 1 工事費の積算において、準拠する基準。 （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部（統一基準） ・公共建築数量積算基準 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事標準単価積算基準 ・公共建築工事共通費積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） （2）国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課（国土交通省資料） ・公共建築工事積算基準等資料 ・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和5年版 令和7年版 令和7年12月版 令和7年版 令和7年12月版 令和7年12月版 令和7年12月版 令和7年12月版
（参考とする基準） 2 工事費の積算において、参考とする基準。 ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例 ・公共建築工事積算研究会参考歩掛り ・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 ・工事費積算における数値の取扱い例 ・公共住宅建築工事積算基準 ・公共住宅電気設備工事積算基準 ・公共住宅機械設備工事積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式の材料費、労務費等の金額の算定例	令和7年版12月版 令和8年版 令和8年版 令和8年版 令和8年版 令和8年版 令和5年版 令和5年版 令和5年版 令和8年版	（参考とする基準） 2 工事費の積算において、参考とする基準。 ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例 ・公共建築工事積算研究会参考歩掛り ・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 ・工事費積算における数値の取扱い例 ・公共住宅建築工事積算基準 ・公共住宅電気設備工事積算基準 ・公共住宅機械設備工事積算基準	令和7年12月版 令和7年12月版 令和7年版 令和7年版 令和7年12月版 令和5年版 令和5年版 令和5年版
（参考とすることができる解説等） 3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。 ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編） ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編） ・建築数量積算基準・同解説 ・公共建築設備数量積算基準・同解説	令和5年基準 令和5年基準 令和5年版 令和6年版	（参考とすることができる解説等） 3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。 ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編） ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編） ・建築数量積算基準・同解説 ・公共建築設備数量積算基準・同解説	令和5年基準 令和5年基準 令和5年版 令和6年版